

要望書（回答）

1 市商連への財政支援について

地域の商店会は、住民の消費生活の場として、また地域コミュニティの担い手として地域の活性化や住民の安心・安全にも配慮した活動などを行っております。こうした商店会の果たす役割の重要性に鑑み、本連合会の基盤強化と健全な運営を行っていくため、一般事業補助金の増額を要望します。

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

商店街が地域のにぎわいと交流の場の創出に果たす役割につきましては、日ごろよりその重要性を認識しております。

「苫小牧市商店街の活性化に関する条例」では、商店街の活性化に関する基本理念を定め、商店会、連合会、経済団体、市など各主体の役割を明らかにし、互いの協力の下で、商店街の地域コミュニティの担い手としての取組みを後押ししております。また、市もこの条例に基づき、商店街の活性化に必要な施策の実施に努めているところです。

貴連合会に対しましては、従来から財政支援を行っておりますが、今後につきましても、同条例に規定された市の責務を果たす中で、商店街の活性化に必要な施策の実施を継続してまいりたいと考えております。

2 駅前中心街の再生について

旧エガオビルが閉鎖してから既に 4 年余りが経過しておりますが、未だに解決に至っておりません。白老町では 2020 年に向け民族共生象徴空間の整備も進んでおり、苫小牧市においても外国人を含む観光客の増加が見込まれ、苫小牧市の顔ともいえる駅前広場等の再整備が必要と考えられます。

今後、エガオ問題の解決が駅前も含むまちづくりに大きく影響すると考えられることから、この問題の早期解決を要望します。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

苫小牧駅前については、旧株式会社サンプラザによる平成 26 年の破産申し立て以降、複雑な権利関係による管理者不在のビルが放置される事態を回避するため、破産管財人や裁判所と協議しながら、早期解決に向け本市への権利集約を行ってきました。

その結果、殆どの権利者は市の考えに理解を示し、無償で土地・建物にかかる権利の寄付をいただき、残りは土地にかかる1権利者のみとなっています。

現時点で、残る1権利者から寄付の意向をいただいておりますが、本市の顔である駅前再生に向け、引き続き努力してまいります。

3 地域コミュニティ活性化（とまチョップポイント）事業の継続について

当該事業は、平成28年度から実施しています、しかし、加盟店数やカード発行枚数についても当初の目標数値には至っておりませんし、貯まったポイントの利用や加盟店での買い物時における利用がまだ少ないなど、事業が軌道に乗せられる状況にはありません。しかし、地域循環型の共通ポイント発行事業は地域商業振興及び経済の活性化に資するものであることから、平成31年度以降も引き続き実施するとともに、支援につきましても継続するよう要望します。

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

事業の継続につきましては、平成28年度からの3年間の状況を踏まえて判断することとなりますが、4年目となる平成31年度（2019年度）以降は、市の補助金を減じ、主に加盟店の売りに係るポイント発行手数料収入による、民間主導で運営可能な事業となることを目標としております。

しかし、現状のままでは、加盟店の売りに係るポイント発行手数料のみで運営することは難しいことと考えており、市といたしましても、当面、関わりを持ちながら、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

4 商店街街づくりサポートセンターの設置について

本市の商店会を取り巻く環境は大変厳しく、売上の不振、経営者の高齢化、後継者問題、空き店舗の増加等問題が山積しています。このような中、商店会を支援する組織を立ち上げ、国市等の支援策を積極的に利用するために、商店街街づくりサポートセンター設立の支援を要望します。

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

本市では、平成24年度に「苫小牧市商店街の活性化に関する条例」を制定しており、商店街の活性化に必要な施策の実施に努めているところです。

商店街街づくりサポートセンターの設立につきましては、近隣の都市において

の現状を確認した上で、本市において、期待される効果の検証や業務の効率化を行っていきたいと考えております。

5 地域商店会の環境整備等について

- (1) シンボルストリートが建設されてから 26 年以上が経過し、歩道の劣化及びガードフェンスの損傷が著しいことから、歩道の整備とガードフェンスの改修を要望します。(駅前通商店街、駅前中心商店街)

【回答】(都市建設部道路維持課 担当)

シンボルストリートは苫小牧市バリアフリー基本構想の特定事業計画において、バリアフリー化の整備路線として位置づけられておりますが、整備までの間、現地を確認し歩行者の通行に支障がないよう、歩道の劣化が進んでいる箇所やガードフェンスの損傷等の施設について、補修に努めてまいります。

- (2) 双葉三条通(錦岡地区)の歩道及び車道ともに夜間、非常に暗く安全面でも防犯面でも大変危険な状況にありますので、街路灯の増設について北海道に要請するよう要望します。(錦岡地区商店会)

【回答】(都市建設部道路維持課 担当)

双葉三条通(錦岡地区)の対応につきましては、現地確認の上、必要性のある箇所から順次、歩道部分に防犯灯を設置してまいります。

また、設置後の状況を見ながら、北海道に対応を要望してまいります。

- (3) ときわ町の中心の市道(2丁目と5丁目)はバス通りであり地域住民が多く利用する通りとなっております。しかし、非常に暗く防犯や安全面で大変危険な状態にありますので、防犯灯・街路灯の増設を要望します。(ときわ・澄川商店会)

【回答】(都市建設部道路維持課 担当)

ときわ中央線につきましては、街路灯の明かりが妨げられないよう街路樹の枝払いを行っておりますが、今後、交差点部分などの危険な箇所について、街路灯

等の増設を検討してまいります。

- (4) 双葉三条通（ときわ、澄川地区）の中央分離帯の見通しが悪く危険な上、ゴミのポイ捨てが増えていて景観も非常に悪いことから、草刈り・整備について北海道に要請するよう要望します。（ときわ・澄川商店会）

【回答】（都市建設部緑地公園課 担当）

道道双葉三条通の中央分離帯の草が伸びて見通しが悪い状況や地域のお声は、過年度より北海道にお伝えし、対応をお願いしてきておりますが、北海道では、基本的に年間1回の草刈としておりますことから、交差点で見通しの悪い箇所については、順次、中央分離帯を舗装で覆う工事を実施してきております。

今後、地域のお声を北海道に伝え、市民生活の安全のために、継続的な対策を行って頂くよう、北海道に要請してまいります。

- (5) 双葉三条通（ときわ、澄川地区）と市道が交差する数か所に地域住民が安心して買い物や食事に出かけられるよう、事件の抑止や事故発生時の場合の早期解決のため、また、自然災害が起きた時に役立つことから、市道側に防犯カメラの設置を要望します。（ときわ・澄川商店会）

【回答】（市民生活部安全安心生活課 担当）

防犯カメラの設置につきましては現在、平成31年度までの「設置5カ年計画」に基づき、公共施設を優先とした設置を進めております。

今後につきましては、通学路や公園など不特定多数の利用が想定される箇所への設置について、検討を進めております。

市道を含む街頭への防犯カメラの設置につきましては、そのような状況を鑑みながら、所管部局の意見や抑止効果を検討の上、設置優先順位を市役所関係部局で構成する「庁内連絡会議」にて協議してまいります。

- (6) ときわ町1丁目21番「飲み食い処嘉門」付近の交差点は、一時停止などの標識がないため、交通事故など危険な箇所となっておりますので、一時停止標識の設置を北海道公安委員会へ要請するよう要望します。また、市が設置可能

である注意喚起用看板の設置についても要望します。(ときわ・澄川商店会)

【回答】(市民生活部安全安心生活課 担当)

当該交差点の一時停止標識の設置については、平成30年度の新規要望として北海道公安委員会へ要望いたしましたが、規制標識の設置は限られた財源の中で対応しており、早期の設置については、厳しい状況との回答がございました。

引き続き要望を継続してまいります。

また現在、国・北海道に対し、交通安全施設整備に係る財源の確保を他市とも連携しながら、全道市長会を通じ継続して北海道に要望をしております。

早急な対応として、市で設置可能な注意喚起看板については、ときわ・澄川商店会と協議し設置をいたしました。

併せて、路面標示などの安全対策についても、関係部と協議してまいります。